

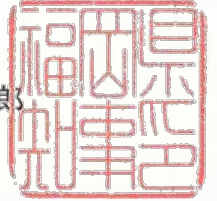
第 2 3 期第 7 回筑前海区漁業調整委員会 次第

- 1 日時 令和 8 年 3 月 2 日 (月) 14:00～
- 2 場所 漁業調整委員会室 (福岡県庁 4 階)
- 3 議題
 - (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問) 資料 1
 - (2) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について (諮問) 資料 2
 - (3) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて (諮問) 資料 3
 - (4) 福岡湾雑魚荒目囲い刺し網漁業許可方針の制定について (諮問) 資料 4
 - (5) 沖合ぬたうなぎかご (筒を含む) 漁業許可方針の改正について (諮問) 資料 5
 - (6) 筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について (諮問) 資料 6
 - (7) ぼら囲い刺し網漁業許可方針の改正について (諮問) 資料 7 - 1
資料 7 - 2
 - (8) 雑魚囲い刺し網漁業許可方針の改正について (諮問) 資料 8
 - (9) 固定式刺し網漁業許可方針の改正について (諮問) 資料 9
 - (10) 雑魚かご漁業許可方針の改正について (諮問) 資料 10
 - (11) 筑共第 6 号共同漁業権漁場内における小型定置網漁業許可方針の改正について (諮問) 資料 11
 - (12) あじ・さばまき網漁業 (4 月操業) 許可方針の改正について (諮問) 資料 12
 - (13) 宗像地区におけるまき網漁業の 4 月操業について (協議) 資料 13
 - (14) 響灘連合海区漁業調整委員会について (協議) 資料 14
 - (15) 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について (協議) 資料 15
 - (16) 1 そうごち網の共同漁業権内の操業承認について (協議) 資料 16
 - (17) 雑魚かご漁業の新規着業について (協議) 資料 17
 - (18) 筑肥連合海区漁業調整委員会について (報告) 資料 18
 - (19) 漁業法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等について (報告) 資料 19
 - (20) その他

7水第1798号
令和8年1月22日

筑前海区漁業調整委員会会長
富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和8年3月2日
筑前海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○資源管理に関する基本的な事項の見直し

福岡県資源管理方針第7条において、「直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。」と規定されている。

福岡県資源管理方針は令和2年12月1日に制定されており、制定から5年が経過したため、県でその内容の検討・見直しを行った。

そこで今回、第1条 資源管理に関する基本的な事項 について、漁業の状況の更新を行いたい。

○くろまぐろ（大型魚）の漁獲量管理手法、その他重要事項の変更

令和8年4月1日より、漁業法の一部が改正され、法第26条2項に、30kg以上のくろまぐろが特別管理特定水産資源として定められる。

そこで今回、福岡県資源管理方針別紙1－4で定める、くろまぐろ（大型魚）の漁獲量の管理の手法、その他資源管理に関する重要事項を変更したい。

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙3-12 まあなご福岡県海域（筑前海）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。) とする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更について、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

くろまぐろ (大型魚) は法第 26 条第 2 項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

現行方針	改正案
<p data-bbox="295 311 327 1041">福岡県資源管理方針</p> <p data-bbox="327 311 406 1041">(制定 令和2年12月1日) 最終改正 令和7年12月26日</p> <p data-bbox="438 705 470 1120">第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p data-bbox="478 918 510 1041">1 漁業の状況</p> <p data-bbox="518 311 774 1041">本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p data-bbox="782 985 813 1041">2 (略)</p> <p data-bbox="821 940 853 1120">第2～第8 (略)</p> <p data-bbox="893 672 925 1108">(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p data-bbox="965 963 997 1108">(別紙1-4)</p> <p data-bbox="1005 896 1037 1120">第1 特定水産資源</p> <p data-bbox="1045 817 1077 1052">くろまぐろ(大型魚)</p> <p data-bbox="1085 392 1117 1120">第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="1125 582 1157 1052">福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分</p> <p data-bbox="1165 683 1228 1097">(1) 当該知事管理区分を構成する事項 (略)</p> <p data-bbox="1236 795 1268 1097">(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="1276 313 1300 1052">当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、</p>	<p data-bbox="295 1120 327 1870">福岡県資源管理方針</p> <p data-bbox="327 1120 406 1870">(制定 令和2年12月1日) 最終改正 令和8年〇月〇日</p> <p data-bbox="438 1534 470 1960">第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p data-bbox="478 1747 510 1870">1 漁業の状況</p> <p data-bbox="518 1120 774 1870">本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p data-bbox="782 1814 813 1870">2 (略)</p> <p data-bbox="821 1769 853 1960">第2～第8 (略)</p> <p data-bbox="893 1500 925 1937">(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p data-bbox="965 1792 997 1937">(別紙1-4)</p> <p data-bbox="1005 1724 1037 1960">第1 特定水産資源</p> <p data-bbox="1045 1646 1077 1881">くろまぐろ(大型魚)</p> <p data-bbox="1085 1220 1117 1960">第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="1125 1411 1157 1881">福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分</p> <p data-bbox="1165 1512 1228 1937">(1) 当該知事管理区分を構成する事項 (略)</p> <p data-bbox="1236 1635 1268 1937">(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="1276 1142 1300 1881">当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、</p>

<p>漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）とする。</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 (略)</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 <u>くろまぐる（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。</u></p> <p>(別紙1-5)～(別紙1-11) (略) (別紙2-1) (略) (別紙3-1)～(別紙3-12) (略)</p>	<p>漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</u></p> <p>② <u>知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）</u></p> <p>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 (略)</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 <u>知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</u></p> <p>(別紙1-5)～(別紙1-11) (略) (別紙2-1) (略) (別紙3-1)～(別紙3-12) (略)</p>
--	---

7水第2023号

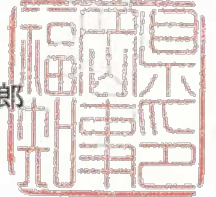
令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源の「するめいか」、「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に係る令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

1 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
		知事管理区分	配分数量
するめいか	現行水準	福岡県するめいか 知事管理区分	現行水準
くろまぐろ (小型魚)	26.9 トン	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分	26.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	20.6 トン	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分	20.6 トン

7水第2006号

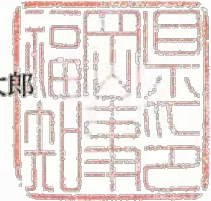
令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱について（諮問）

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」については、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく知事管理漁獲可能量の変更等が頻繁に行われますが、変更の手続きには相当の時間を要します。

このため、福岡県資源管理方針別紙1-3並びに1-4の第3に基づき、別紙の取扱いとするため、法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



別紙

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて (くろまぐろ)

1. 背景

くろまぐろについて、漁獲枠が非常に少ないことから、漁獲が急激に積み上がった場合など、可及的速やかに漁獲可能量を増枠させることが望まれている。

しかしながら、漁獲可能量を変更しようとする場合、1国からの意見照会、2県からの回答、3国からの通知、4漁業調整委員会への諮問、5県公報への掲載および国への報告という事務手続が必要となる^{*}。このうち、漁業調整委員会は開催の日程調整に時間を要するため、3の国からの通知後、2～3週間を要する場合があります、手続きの迅速化が必要である。

このため、福岡県資源管理方針の別紙1-3及び1-4の第3に基づき、事後報告で対応できる配分方法について筑前海区漁業調整委員会へ意見を求めるもの。

※ 融通による変更の場合は1及び2も省略可

2. 令和8管理年度の取扱い

(1) 事後報告とする場合

令和8管理年度においては、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく変更及び農林水産大臣が必要と認める場合の配分で、県内漁業者団体の合意がある場合については、福岡県資源管理方針で、「くろまぐろ(小型魚)」、「くろまぐろ(大型魚)」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分するとされており、裁量の余地がない機械的な変更であることから、漁業調整委員会には事後報告で対応できることとする。

(2) 上記2によるもの以外の数量変更の取扱い

上記2によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に漁業調整委員会の意見を聞くこととする(漁業法第16条第5項において準用する同条第2項)。

(3) 数量変更に伴う手続

水産庁事務連絡の「軽微な変更」に該当する場合、農林水産大臣の承認を要しない。このため、国からの都道府県別漁獲可能量の変更の通知を受領した時点で知事管理漁獲可能量を変更したとみなし、漁業法第16条第6項の規定により遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告する。

その後、直近で開催される漁業調整委員会において、数量を変更した旨を報告する。

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱について（諮問）

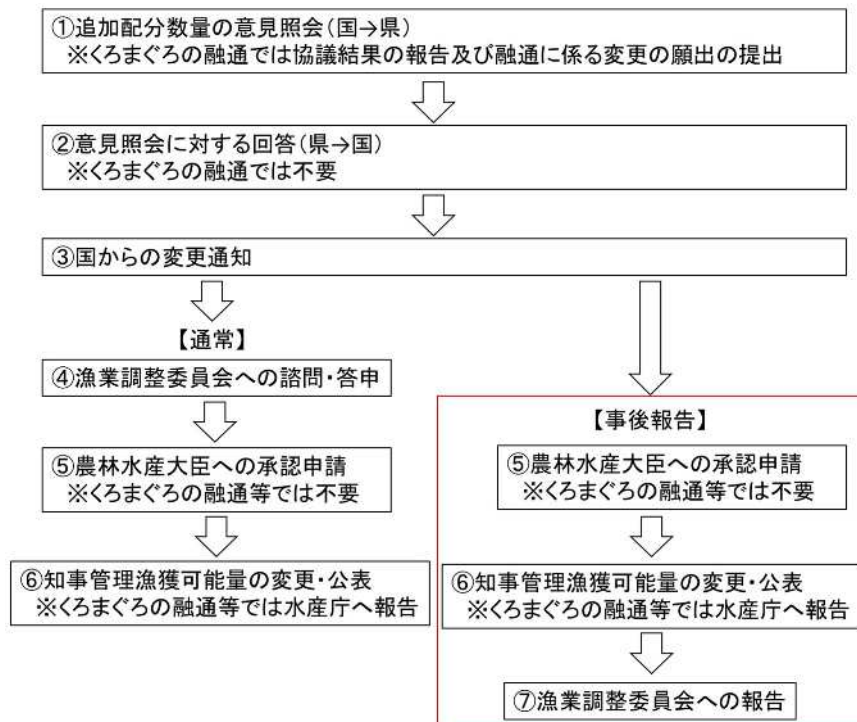
水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 漁獲可能量の変更について、手続きの迅速化を図るため、県資源管理方針で、予め漁業調整委員会の了承を得た上で、諮問・答申を経ず、事後報告による対応を可能としている。
- ・ 福岡県資源管理方針では、「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分することとしている。
- ・ このため、融通等に伴う数量の変更は裁量の余地がない機械的な変更であることから、令和8管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく変更及び農林水産大臣が必要と認める場合の配分については、本県においても漁業調整委員会へ事後報告で対応することとする。

【事後報告が可能となる変更の例】

- ・ 前年度繰越分及び消化率メリット等の追加配分に伴う漁獲可能量の変更
- ・ 大臣管理区分及び都道府県間の融通による漁獲可能量の変更
- ・ 小型魚から大型魚への不当量交換による漁獲可能量の変更

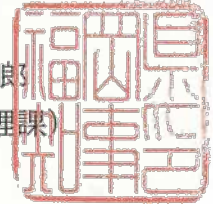


漁獲可能量の変更に係る手続きのイメージ

7漁管第2439号
令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡湾雑魚荒目囲い刺し網漁業許可方針の制定について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第10条第2項及び第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、福岡湾雑魚荒目囲い刺し網漁業許可方針を制定したいので、貴委員会の意見を求めます。



福岡湾雑魚荒目囲い刺し網漁業許可方針の制定について

漁業管理課

【経緯】

- ・ 福岡市漁協から「雑魚荒目囲い刺し網漁業の許可について」要望書が提出(別紙1)。なお、事前に博多湾漁業権管理委員会及び福岡市漁協の理事会で承認済み。
- ・ 要望内容は以下の通り。

項目	雑魚囲い刺し網	雑魚荒目囲い刺し網 (新規)
許可枠	46隻 (福岡湾)	同左
操業区域	筑共第8号内	同左
操業時期	1月1日～12月31日	3月～11月 (禁漁期(産卵期):12月～2月)
時間制限	なし	日没～日の出まで
網丈	5m以下	6.5m以下
使用する網	一重網	同左
目合い	4.7cm～6.5cm	13.5cm以上
1統あたりの総延長	浮子方で400m以内	浮子方で600m以内
統数制限	1回当たり2統以内	1回当たり1統
火光利用	集魚又は威嚇を目的に火光使用不可	同左
漁具への標識	網漁具の両端に浮標(夜間は灯浮標)	同左
船舶航行	船舶の航行を妨げるような操業不可	同左

【県の対応】

- ・ 本漁業許可の新設にあたっては、既存漁業の派生として、操業区域も筑共8号内のみであり、博多湾漁業権管理委員会承認済みである。また、2月2日開催の筑前海釣漁業協議会でも特段意見はなく、漁業調整上、特段問題ないと考えられる。
- ⇒ 許可方針制定の上、操業を許可するものとする。

【今後のスケジュール(予定)】

- 11月18日 福岡市漁協から要望書の提出(済)
- 11月27日 ヒアリングの実施(済)
- 1月21日 筑前海区漁業調整委員会へ概要説明(済)
- 2月2日 筑前海釣漁業協議会で本許可の新設について報告(済)
- 2月3日 福岡市港湾空港局との協議(済)
- 3月2日 本許可方針策定に係る筑前海区漁業調整委員会への諮問承認が得られれば、制限措置及び申請期間の諮問・・・(本日)
- 3月3～13日 申請期間
- 3月14日以降 許可証送付

福岡湾雑魚荒目囲い刺し網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	46	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

3月1日から11月30日まで

2 許可の有効期間

許可日から令和12年12月31日までの期間

並びに令和13年1月1日以降は、5年又は一斉更新までの残存期間

3 条件

(1) 福岡市東区志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津大原津舟埼を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた区域以外の海域においては操業してはならない。

(2) 網丈は、6.5メートル以下でなければならない。

(3) 使用する網は、一重網でなければならない。

(4) 使用する網の目合いは、13.5cm以上でなければならない。

(5) 使用する網漁具1統あたりの総延長は、浮子方で600メートル以内でなければならない。

(6) 1隻が1回の操業で使用する網漁具は、1統でなければならない。

(7) 日の出から日没までの間は操業してはならない。

(8) 集魚又は威嚇を目的して火光を使用してはならない。

(9) 使用する網漁具の両端に浮標（夜間においては灯浮標）を付けなければならない。

(10) 船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

(11) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(12) 4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 福岡市港湾空港局の同意書（漁業権除外区域で操業する者に限る）

(2) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

要望書

令和7年11月13日

福岡県水産局農林水産部
漁業管理課長 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



日頃より、筑前海沿岸漁業の振興並びに調整に関しまして、多大なるご尽力を賜っておりますこと、当組合に対し格段のご指導、ご高配を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、筑共8号共同漁業権内では、下水処理場の高度処理により河川からの栄養分の流入が乏しくなり水産資源の豊かな海からきれいな海へと変貌をとげております。また、追い打ちをかけるように近年の厳しい猛暑、高水温化により水産資源の減少は特に顕著になっており、漁家経営の厳しさが増しております。

そのような中、筑共第8号共同漁業権内において、現在操業中の雑魚囲い刺し網漁ではスズキが多く混獲されておりますが、現状、雑魚囲い刺し網はヒイラギを主対象としてのみ操業できるため、スズキを目的に操業できません。

スズキを主対象とする粗目の雑魚囲い刺し網であれば、他魚種の資源に影響を与えることなく、スズキ資源の有効活用が期待できます。

そのため、漁家収入向上及び漁家経営安定のため、粗目雑魚囲い刺し網漁業の許可を新たに要望いたしますので、ご理解と特段のご配慮をお願い致します。なお、本要望にあたっては、事前に博多湾漁業権管理委員会の承認を受けておりますので、申し添えます。



7漁管第2442号
令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



沖合ぬたうなぎかご (筒を含む) 漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則 (令和2年福岡県規則第62号) 第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、沖合ぬたうなぎかご (筒を含む) 漁業許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



沖合ぬたうなぎかご（筒を含む）漁業許可方針の改正について（概要）

漁業管理課

【概要】

- ・ 宗像漁協本所及び福岡市漁協玄界島支所が営む沖合ぬたうなぎかご（筒を含む）漁業は、漁業時期が4月～11月であり、以前はヌタウナギを主に漁獲していたが、現在アナゴが主な漁獲物となっている。
- ・ ヌタウナギと異なり、アナゴは操業始期である4月にはあまり漁獲できないが、5月から操業終期の11月末にかけて漁獲量が安定している。
- ・ そのため、漁業者から漁業時期を現在の「4月～11月」から「5月～12月」へ1ヶ月後ろ倒ししたいと要望があっている（別紙1）。
- ・ 本漁業は沖ノ島北端5マイルより北側の海域でのみ操業可能であり、漁場が重複する本県の2ごち及び大臣許可の沖合底曳き網漁業には、事前に同意を得ているとのこと。

⇒ 漁業調整上、問題はないと考えられるため、今回、本漁業許可の更新時期※に合わせ、漁業時期を1ヶ月後ろ倒しした上で、許可を行う。

※現在の許可の有効期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【今後のスケジュール】

令和8年2月17日	関係漁協から要望書の提出（済）
令和8年3月2日	<u>筑前海区漁業調整委員会への諮問</u> <u>制限措置及び申請期間の諮問・・・（本日）</u>
令和8年3月3日 ～4月3日	申請期間
令和8年4月4日～	許可証の送付
令和8年5月1日～	操業開始

沖合ぬたうなぎかご（筒を含む）漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	なし	福岡市
宗像地区	なし	宗像市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

~~4月1日から11月30日~~ 5月1日から12月31日まで

(4) 使用する船舶の制限

沿岸ぬたうなぎかご（筒を含む）漁業の許可を受けている船舶を使用してはならない。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 日本測地系北緯34°20'線（沖の島北端5マイル沖付近のライン）より南の海域においては操業してはならない。

(2) 原則として日の出から日没までの間は、操業してはならない。

(3) ぬたうなぎ類、あなご類以外を目的として採捕してはならない。

(4) 1操業に使用できる漁具は、2000m以内の幹縄5本までとし、筒かごの数は合計1,000個以内でなければならない。

(5) 漁具の枝縄等には沈性のものを使用し、漁具が海底に接地するようにしなければならない。

(6) 他漁業種の操業を妨げてはならない。

(7) 11月1日から11月30日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。

(8) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、混獲されたなまこを採捕してはならない。

(i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域
4月1日から9月30日の期間

(ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域
5月1日から10月31日の期間

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

4 申請書の添付書類等

- (1) 誓約書
- (2) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(7)(8)追加）は令和5年12月14日から施行する。ただし、宗像地区及び福岡地区は令和7年12月31日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（使用する船舶の制限追加）

この改正許可方針は令和7年3月10日から施行する。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4（2）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（漁業時期の変更）

この許可方針は令和8年4月1日から施行する。

沖合ぬたうなぎかご漁業許可の漁業時期変更に係る要望書

令和8年2月 12日

福岡県農林水産部水産局
漁業管理課長 様

宗像漁業協同組合
代表理事組合長 八尋 樹男



日頃より、筑前海沿岸漁業の振興及び調整に関しまして、多大なるご尽力賜っておりますこと、当組合に対し格段のご指導、ご高配を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、当組合では、まき網、はえ縄、釣り及びかごなど、様々な漁業種類を営んでおりますが、ヌタウナギやアナゴを漁獲する沖合ぬたうなぎかご漁業は、春から秋にかけての貴重な収入源となっております。

以前はヌタウナギが主でしたが、現在はアナゴが主な漁獲物となっております。

ヌタウナギと異なり、アナゴは操業始期の4月にはあまり漁獲されませんが、5月から操業終期の11月末まで安定した漁獲量が確保できています。そのため、漁業者からは12月にも本漁業を操業したいとの声があがっています。12月も操業が出来れば、冬場の漁家収入に繋がるのが期待されます。

そのため、漁業者の漁家収入向上と資源の有効活用を目的に、以下の通り、沖合ぬたうなぎかご漁業許可の漁業時期を変更して頂きますようお願いいたします。

記

変更前：4月1日から11月30日まで

変更後：5月1日から12月31日まで

以上



沖合ぬたうなぎかご漁業許可の漁業時期変更に係る要望書

令和8年2月17日

福岡県農林水産部水産局
漁業管理課長 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



日頃より、筑前海沿岸漁業の振興及び調整に関しまして、多大なるご尽力賜っておりますこと、当組合に対し格段のご指導、ご高配を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、当組合では、まき網、はえ縄、釣り及びかごなど、様々な漁業種類を営んでおりますが、ヌタウナギやアナゴを漁獲する沖合ぬたうなぎかご漁業は、春から秋にかけての貴重な収入源となっております。

以前はヌタウナギが主でしたが、現在はアナゴが主な漁獲物となっております。

ヌタウナギと異なり、アナゴは操業始期の4月にはあまり漁獲されませんが、5月から操業終期の11月末まで安定した漁獲量が確保できています。そのため、漁業者からは12月にも本漁業を操業したいとの声があがっています。12月も操業が出来れば、冬場の漁家収入に繋がるのが期待されます。

そのため、漁業者の漁家収入向上と資源の有効活用を目的に、以下の通り、沖合ぬたうなぎかご漁業許可の漁業時期を変更して頂きますようお願いいたします。

記

変更前：4月1日から11月30日まで

変更後：5月1日から12月31日まで

以上

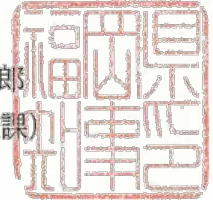


7 漁管第2450号

令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等
について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」という。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
さし網漁業	雑魚荒目囲い刺し網	筑前海 区海面	3月1日から 11月30日 まで	—	—	40	・福岡市に住所を有する者
かご漁業	沖合ぬたう なぎかご	筑前海 区海面	5月1日から 12月31日 まで	—	—	2	・福岡市に住所を有する者
		筑前海 区海面	5月1日から 12月31日 まで	—	—	10	・宗像市に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

（雑魚荒目囲い刺し網）令和8年3月3日から令和8年3月13日まで

（沖合ぬたうなぎかご）令和8年3月3日から令和8年4月3日まで

博多湾内漁業権除外区域を操業区域に含む漁業許可方針の改正（概要）

漁業管理課

- ・ 博多湾内を操業区域とする「ぼら囲い刺し網」、「雑魚囲い刺し網」、「雑魚かご」及び「固定式刺し網」漁業許可方針には、①漁業を営む者の資格に「福岡市港湾空港局の同意のある者」、②申請書の添付書類に「福岡市港湾空港局の同意書」が規定されている。
 - ・ このうち、「ぼら囲い刺し網」及び「雑魚囲い刺し網」漁業の操業区域は、漁業権除外区域を含む博多湾（筑共第8号共同漁業権）であるが、現行の許可方針では漁業を営む者の資格上、漁業権漁場でしか操業しない者についても、福岡市港湾空港局の同意がある者でないと、許可が取得出来ない状況。
- ⇒ 漁業を営む者の資格を削除し、漁業権除外区域で操業するものについては添付書類の同意書により確認するものとする。
- ※「雑魚かご」及び「固定式刺し網」漁業は操業区域が漁業権除外区域のみであるが、整合性をとるため、同様に漁業を営む者の資格を削除する。

7漁管第2429号
令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



ぼら囲い刺し網漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、ぼら囲い刺し網漁業許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



ぼら囲い刺し網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	5 4	福岡市
志賀島地区*	なし	福岡市志賀島
宗像地区	なし	宗像市、福津市
北九州地区	6	北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区

* 福岡市漁協志賀島支所の組合員については、志賀島地区（筑共第9号共同漁業権漁場内を操業区域とする。）として許可申請をする場合、福岡地区の許可隻数には含まれない。

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

~~(4) 漁業を営む者の資格~~

~~(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
福岡市港湾空港局の同意のある者（福岡地区に限る）~~

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多い場合等、必要に応じて5年より短い期間を検討することとする。

3 条件

地 区 名	条 件
福岡地区 (志賀島、箱崎、伊崎、姪浜)	1 次に掲げる海域以外においては操業してはならない。 福岡市東区大字志賀島夫婦石崎鼻と福岡市西区今津字大原津船崎とを結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域 2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。

	<p>3 11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。</p> <p>4 4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。</p>
志賀島地区	<p>1 筑共第9号共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。</p> <p>2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。</p> <p>3 11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。</p> <p>4 4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。</p>
宗像地区 (福間、津屋崎、 神湊、鐘崎)	<p>1 筑共第12号共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。</p> <p>2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。</p> <p>3 11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。</p> <p>4 4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。</p>
北九州地区 (長浜、平松)	<p>1 筑共第19号共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。</p> <p>2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。</p> <p>3 11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。</p> <p>4 5月1日から10月31日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。</p>
上記以外の地区 (波津、玄界島、 芥屋、岐志新町、 船越、加布里、深江)	<p>1 許可申請者が権利を有する共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。</p> <p>2 ぼら以外のものを目的として採捕してはならない。</p> <p>3 11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。</p> <p>4 4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。</p>

* ()内は現在までの許可受有実績漁業協同組合名

ただし、許可申請者が権利を有しない共同漁業権漁場については、当該漁業権者の同意がある場合に限り操業を認める。

4 申請書の添付書類等

- (1) 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書
- (2) 福岡市港湾空港局の同意書（福岡地区の漁業権除外区域で操業する者に限る）
- (3) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（条件の追加）

この許可方針は令和5年11月24日から施行する。ただし、施行の日以前に許可したものにあっては、従前の例によることとし、各地区毎の許可の一斉更新時から適用するものとする。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4（1）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（制限措置に関する事項（漁業を営む者の資格）の削除、申請書の添付書類等の文言追加）

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

資 料 8

(23期7回筑前漁調委)

(令和8年3月2日)

7漁管第2431号

令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡湾雑魚囲い刺し網漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、福岡湾雑魚囲い刺し網漁業許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



福岡湾雑魚囲い刺し網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	46	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

~~(4) 漁業を営む者の資格~~

~~(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
福岡市港湾空港局の同意のある者~~

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

- (1) 福岡市東区志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津大原津舟埼を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた区域以外の海域においては操業してはならない。
- (2) 網丈は、5メートル以下でなければならない。
- (3) 使用する網は、一重網でなければならない。
- (4) 使用する網の目合いは、4.7cmから6.5cmまででなければならない。
- (5) 使用する網漁具1統あたりの総延長は、浮子方で400メートル以内でなければならない。
- (6) 1隻が1回の操業で使用する網漁具の量は2統以内でなければならない。
- (7) 集魚又は威嚇を目的して火光を使用してはならない。
- (8) 使用する網漁具の両端に浮標（夜間においては灯浮標）を付けなければ

ならない。

(9) 船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

(10) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(11) 4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 福岡市港湾空港局の同意書（**漁業権除外区域で操業する者に限る**）

(2) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

6 その他

県は、以下の事項について、関係漁業者の指導に努めるものとする。

(1) 主にヒイラギを対象として操業を行い、他漁業種類と魚種や漁場の競合が生じないようにすること。

(2) 別紙のとおり博多湾（筑共第8号）漁業権管理委員会が定めた当該漁業種類に関する申し合わせ事項を遵守すること。

附 則

1 この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

2 令和3年4月12日一部改正する（許可する船舶等の数の上限）。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(10)(11)追加）は令和5年12月14日から施行する。ただし、福岡地区については令和7年9月30日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4（2）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（制限措置に関する事項（漁業を営む者の資格）の削除、申請書の添付書類等への文言追加）

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

別紙

1 注意事項について

平成 11 年 12 月 16 日開催第 4 回博多湾漁業権管理委員会で承認された申し合わせ事項を遵守し、トラブルの防止に努めるよう、許可証に記載する。

○博多湾漁業権管理委員会の申し合わせ事項

- (1) 区画漁業権漁場内、港の入り口及び航路での操業は禁止する。
- (2) 船舶の航行を妨げる水深では、網漁具の使用統数は 1 統までとする。
- (3) 一本釣り漁業が、夜間に焚き寄せた魚を目的として操業することは禁止する。
- (4) ヒイラギを主な目的として操業し、対象魚種や漁場に関して、他種漁業とのトラブル防止に努めること。

資 料 9

(23期7回筑前漁調委)

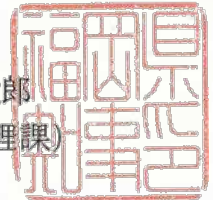
(令和8年3月2日)

7漁管第2434号

令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



固定式刺し網漁業許可方針（福岡湾）の改正について（諮問）

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、固定式刺し網漁業許可方針（福岡湾）を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



固定式刺し網漁業許可方針（福岡湾）（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡湾	46隻から福岡湾雑魚かご漁業許可取得隻数を減じた隻数とする。	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

6月1日から翌年5月31日まで

~~(4) 漁業を営む者の資格~~

~~(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
福岡市港湾空港局の同意のある者。~~

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 次に掲げる海域においては操業してはならない。

ア 福岡市東区大字志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津字大原津船埼を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた区域以外の海域

イ 共同漁業権漁場

(2) 操業中は、許可船舶を示す旗を掲げなければならない。

(3) 船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

(4) (1) に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(5) (1) に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 福岡市港湾空港局の同意書

(2) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。ただし、福岡湾については令和8年2月28日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4(2)に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

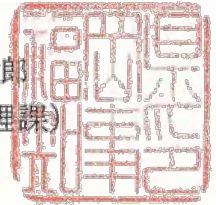
附 則（制限措置に関する事項（漁業を営む者の資格）の削除）

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

7漁管第2433号
令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



雑魚かご漁業許可方針（福岡湾）の改正について（諮問）

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、雑魚かご漁業許可方針（福岡湾）を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



雑魚かご漁業許可方針（福岡湾）（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡湾	46隻から福岡湾固定式さし網漁業許可取得隻数を減じた隻数とする。	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

6月1日から5月31日まで

~~(4) 漁業を営む者の資格~~

~~(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
福岡市港湾空港局の同意のある者~~

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 次に掲げる海域においては操業してはならない。

ア 福岡市東区大字志賀島夫婦岩埼鼻と福岡市西区今津字大原津船埼を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた区域以外の海域

イ 共同漁業権漁場

(2) 操業中は、許可船舶を示す旗を掲げなければならない。

(3) 船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

(4) (1) に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(5) (1) に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、6月1日から9月30日及び4月1日から5月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 福岡市港湾空港局の同意書

(2) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。ただし、福岡湾については令和8年2月28日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4(2)に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

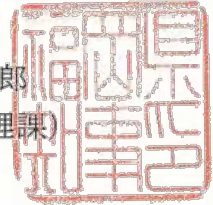
附 則（制限措置に関する事項（漁業を営む者の資格）の削除）

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

7漁管第2423号
令和8年2月26日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑共第6号共同漁業権漁場内における小型定置網
漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、筑共第6号共同漁業権漁場内における小型定置網漁業許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



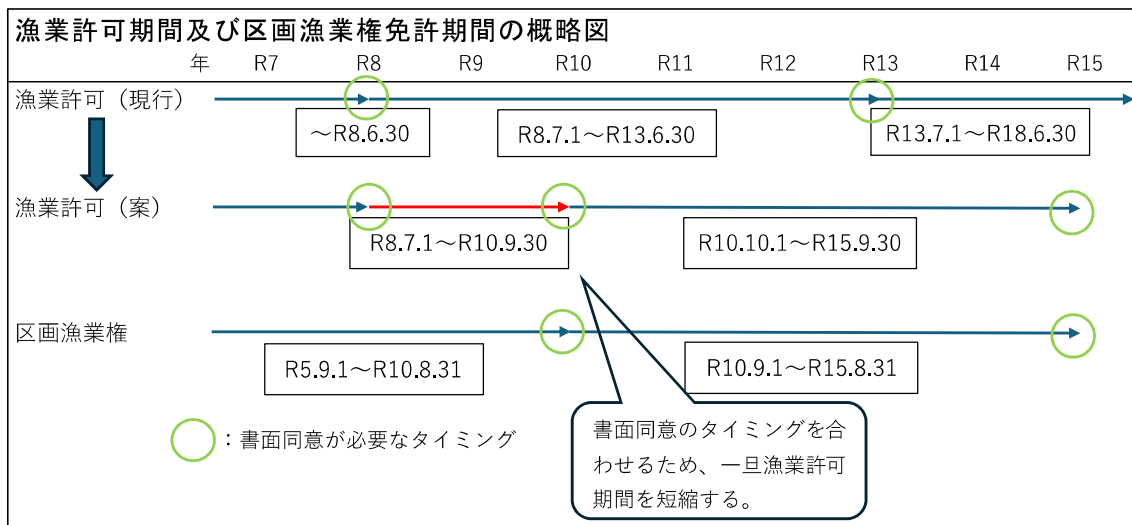
筑共第6号共同漁業権漁場内における小型定置網漁業許可方針改正の概要

漁業管理課

○許可の有効期間の変更

- ・ 現在、福岡市漁協（玄界島支所）は、本漁業許可を受け、小型定置網を自営。
- ・ 組合が漁業を自営する場合、水産業協同組合法に基づき、福岡市漁協所属組合員の2/3以上の書面による同意が必要。
- ・ また、同漁協（唐泊支所）は区画漁業権のカキ養殖も自営しており、同様に書面同意が必要。
- ・ 一方で、本漁業許可と区画漁業権の更新時期が異なるため、それぞれの書面同意を分けて取る必要であり、組合の事務処理負担が大きい。

⇒ 事務効率化のため、区画漁業権の更新と同時に書面同意がとれるよう、本漁業許可の有効期間を一旦短縮するもの。



筑共第6号共同漁業権漁場内における小型定置網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）又は当該住所に所在している漁業協同組合に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	なし	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
筑共第6号漁業権管理委員会の同意がある者。

2 許可の有効期間

令和8年7月1日から令和10年9月30日まで又は一斉更新までの残存期間
並びに令和10年10月1日以降は、5年又は一斉更新までの残存期間
~~ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。~~

3 条件

(1) 筑共第6号共同漁業権漁場内以外の海域において操業してはならない。
(2) 4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 個人で申請する場合

- ① 漁具の設置場所を明示した図面
- ② 筑共第6号漁業権管理委員会の同意書

(2) 漁業協同組合経営の場合

上記(1)の他、次に掲げる書類を提出すること

- ③ 漁業協同組合の定款
- ④ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

(3) 適格性に関する申立書 (別紙様式第1号)

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則 (なまこ採捕禁止期間)

この改正許可方針 (条件(2)追加) は令和5年12月14日から施行する。ただし、福岡地区については、令和8年5月31日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則 (添付書類の追加)

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4(3)に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則 (許可の有効期間の変更)

この改正許可方針は令和 年 月 日から施行する。

ただし、2許可の有効期間については、令和8年7月1日以降に有効となる許可に対して適用するものとし、令和8年6月30日以前まで有効な許可は、従前の例による。

小型定置網漁業許可の有効期間短縮に係る要望書

令和8年2月17日

福岡県農林水産部水産局
漁業管理課長 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



日頃より、筑前海沿岸漁業の振興及び調整に関しまして、多大なるご尽力賜っておりますこと、当組合に対し格段のご指導、ご高配を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、当組合では、組合収入増加を目的に、漁業許可を受けて、玄界島支所が小型定置網漁業を、区画漁業権の免許を受けて、唐泊支所がカキ養殖業をそれぞれ営んでいるところです。

また、組合がこれらの漁業を営むためには、水産業協同組合法第17条第2項の規定に基づき、申請時には組合員の3分の2以上の書面による同意を得ています。しかし、小型定置網漁業許可と区画漁業権の更新時期が異なるため、それぞれの同意を分けて取る必要があり、事務負担が多くなっております。

これらの更新期間を統一することで、一度に書面同意を得ることができ、事務の効率化に繋がります。

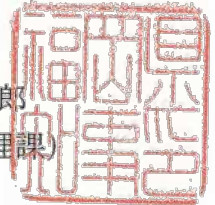
つきましては、区画漁業権の存続期間に合わせるため、当組合が許可を受けております小型定置網漁業許可の有効期間を短縮して頂きますようお願いいたします。



7漁管第2322号
令和8年2月17日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



あじ・さばまき網漁業（4月操業）許可方針の改正について（諮問）

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、あじ・さばまき網漁業（4月操業）許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



あじ・さばまき網漁業（4月操業）許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
宗像地区 (鐘崎、大島)	5	宗像市

(2) 船舶の総トン数

網船は15トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月15日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

(1)に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

過去3年間において操業実績のあった者（5～12月操業含む。）。

2 許可の有効期間

~~1年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。~~

3 条件

- (1) 最大高潮時海岸線から8海里以内の海域においては操業してはならない。
- (2) 日の出から日没までの間は操業してはならない。
- (3) まき網漁業の付属船は、知事の認可を受けた船舶以外を使用してはならない。
- (4) まき網漁業に使用する漁船には、1漁船につき集魚灯に使用する電球10キロワットをこえる電気設備をしてはならない。
- (5) まき網漁業には、1統につき網船を含み3隻をこえる灯船を使用してはならない。
- (6) なまこを採捕してはならない。

4 休業届

やむを得ず漁業を休業する場合は、様式第1号により休業届を提出するものとする。

5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請者は、本漁業に使用する付属船（灯船，魚探船，運搬船）に関し、別に定める「あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領」により必要書類を提出するものとする。

(2) 適格性に関する申立書（別紙様式第2号）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

7 その他

4月操業の可否については、毎年、筑前海区漁業調整委員会と協議した上で、県が判断するものとする。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和5年12月14日から施行する。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、5（2）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（許可の有効期間の変更）

この許可方針は令和8年3月 日から施行する。

要 望 書

平素より、宗像地域の漁業振興につきましましては、多大なご尽力を賜ると共に格段のご指導・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

◎ 現状と経緯

宗像漁協にはまき網が5統あり、総水揚高の約43%超を占める漁協の基幹産業であります。しかし、近年、物価高騰による燃油等など経費増加で、まき網の経営は厳しいものになっているのが現状です。そうした中、28年度より10年間試験操業を実施させて頂き本当にありがとうございました。本年度の漁獲量、水揚高は減少となりました。引き続き経済情勢の不透明感は続いており、まき網の存続さえも危惧するところです。

このような状況でありますので、経費の削減に努めることを考えております。まき網が一統でも減少になると、手数料の減少・燃油の使用量、氷販売量の低下による利益の減少等で、組合経営にも大きな打撃を与えます。

また、大中まき網漁業は周年操業で、特に、1月～4月は魚群の反応があれば3m波高でも操業できることから(アジ・サバ等)を大量に漁獲していることを耳にします。福岡県まき網協議会では、資源管理計画を策定し資源管理に務めていますが、その効果も大中まき網の漁獲によって薄まっていると思われます。過去にも、大中型まき網の違反操業に対して抗議や陳情等を行った経緯もあり、その操業を抑止する意味でも再度の試験操業をお願いすることといたしました。

このため、宗像漁協といたしましては、まき網経営の改善、ひいては漁協経営の安定、漁場秩序の維持を目的として、また、今後の円滑な操業のため、取り組む必要があると判断いたしました。

そこで、下記のとおり4月の試験操業の延長許可を要望いたしますので、漁業者の窮状をお察しいただき、特段のご高配のほどよろしく願いいたします。

なお、試験操業の延長については、別紙のとおり関係漁協の同意も得られておりますことを申しそえます。平素より、宗像地域の漁業振興につきましましては、多大なご尽力を賜ると共に格段のご指導・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

記

◎ 要望内容

条件内容	要 望	備 考
延長操業期間	4月15日～30日	令和8年度試験操業(毎年、関係地区の同意を得て操業)
延長期間の操業区域	距岸8マイル・沖ノ島 8マイル以遠	4月の間は左記の区域(大中まき網操業区域と同じ。別紙参照)

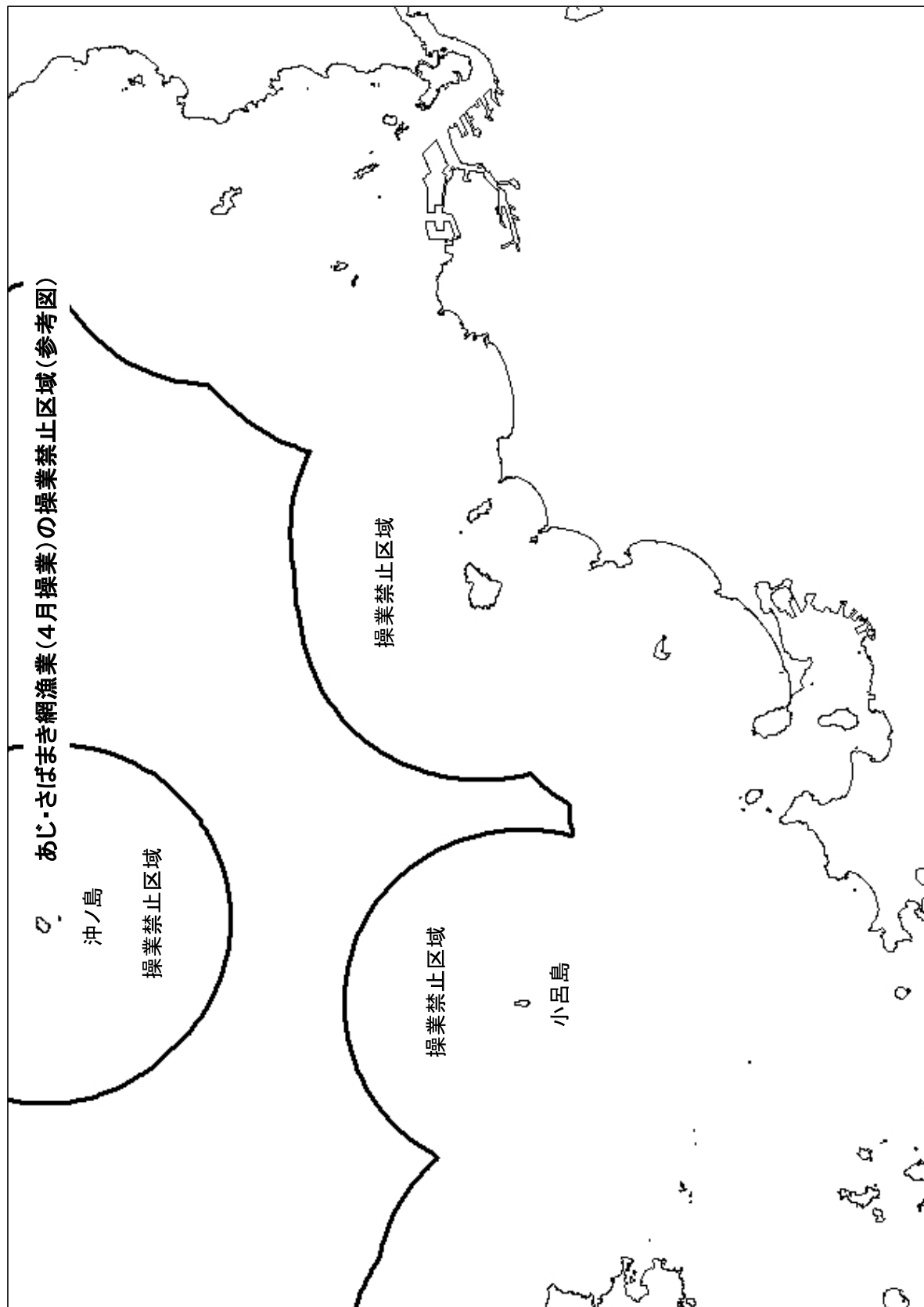
筑前海区漁業調整委員会

会長 富 重 信 一 殿

令和8年2月6日

宗 像 漁 業 協 同 組 合
 代表理事組合長 八 尋 時





同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 8 年 1 月 27 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

組合名

代表者名

福岡県糸島市志摩岐志778番地5
糸島漁業協同組合
代表理事組合長 仲西利弘



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 8 年 1 月 29 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所 福岡市西区愛宕浜4丁目49番1号

組合名 福岡市漁業協同組合

代表者名 代表理事組合長 藤野 秀 司



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 8 年 / 月 28 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

福岡県粕屋郡新宮町相島1559
新宮相島漁業協同組合
代表理事
組合長 井上 博

組合名

代表者名



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 8 年 2 月 2 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

北九州市若松区大字安屋1742番地

組合名

ひびき灘漁業協同組合

代表者名

代表理事
組合長

本田 政



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
(毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
(但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 8 年 2 月 2 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

組合名

代表者名

7808-0008北九州市若松区大字小竹3006番地7

北九州市漁業協同組合
代表理事 長村 秀



同意書

貴組合所属のまき網漁業の試験操業について下記の条件にて同意
します。

記

- 1、操業延長期間 4月15日～30日
 (毎年見直し、1年間継続)
- 2、操業延長期間区域 距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠
 (但し、別図面の区域は操業しない。)
- 3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。
- 4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 8 年 2 月 2 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

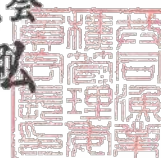
組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

組合名 北九州9ヶ浦漁業権管理委員会

代表者名 委員長 梶原 康 弘



宗像漁業協同組合 まき網水揚表

令和5年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	92,253	844,483	531,165	234,739	651,888	464,774	395,984	122,371	3,809,445
	金額(円)	13,346,358	128,586,660	102,648,998	62,014,739	151,076,232	127,491,344	122,081,747	30,334,158	852,713,980
大島支所	数量(kg)	116,430	523,545	157,980	125,315	266,476	161,551	85,199	38,144	1,749,856
	金額(円)	15,370,194	77,893,356	36,726,732	45,547,178	94,825,328	59,213,884	46,193,555	13,875,278	475,689,583
合計	数量(kg)	208,683	1,368,028	689,144	360,055	918,364	626,325	481,183	160,515	5,559,301
	金額(円)	28,716,552	206,480,016	139,375,730	107,561,917	245,901,560	186,705,228	168,275,302	44,209,436	1,328,403,543
	数量比率(%)	3.8	24.6	12.4	6.5	16.5	11.3	8.7	2.9	100.0
	金額比率(%)	2.2	15.5	10.5	8.1	18.5	14.1	12.7	3.3	100.0

令和6年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	180,977	314,969	777,829	366,119	380,674	301,358	402,298	176,354	3,235,533
	金額(円)	30,045,624	74,717,758	159,198,176	107,081,428	95,589,250	98,953,916	119,243,582	51,127,276	823,509,554
大島支所	数量(kg)	122,130	212,251	314,644	99,617	150,372	135,889	109,206	98,619	1,521,804
	金額(円)	20,028,982	56,417,304	63,323,620	37,647,066	49,054,372	59,439,620	47,572,538	48,587,274	475,829,548
合計	数量(kg)	303,007	527,220	1,092,474	465,737	531,046	437,247	511,503	274,972	4,757,337
	金額(円)	50,074,506	131,135,062	222,521,796	144,728,494	144,643,622	158,393,536	166,816,120	99,714,550	1,299,339,102
	数量比率(%)	6.4	11.1	23.0	9.8	11.2	9.2	10.8	5.8	100.0
	金額比率(%)	3.9	10.1	17.1	11.1	14.0	12.2	12.8	7.7	100.0

令和7年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	118,552	298,364	541,869	464,516	390,446	86,897	165,326	70,669	2,427,320
	金額(円)	16,285,731	48,774,915	89,127,243	88,021,809	108,456,571	43,942,343	62,791,264	30,351,943	601,058,522
大島支所	数量(kg)	113,334	171,297	341,473	142,197	136,996	92,879	74,824	33,218	1,214,322
	金額(円)	13,562,178	28,150,460	55,393,042	52,573,928	65,135,244	39,666,510	52,601,612	22,043,220	391,170,880
合計	数量(kg)	231,886	469,661	883,342	606,713	527,441	179,776	240,150	103,887	3,641,641
	金額(円)	29,847,909	76,925,375	144,520,285	140,595,737	173,591,815	83,608,853	115,392,876	52,395,163	992,229,402
	数量比率(%)	6.4	12.9	24.3	16.7	14.5	4.9	6.6	2.9	100.0
	金額比率(%)	3.0	7.8	14.6	14.2	17.5	8.4	11.6	5.3	100.0

第23期第1回響灘連合海区漁業調整委員会

次 第

日 時 令和8年3月25日(水) 14:00～

場 所 下関漁港ビル 2階研修室

- 1 開 会

- 2 挨拶・自己紹介
 - (1) 来 賓 (水産庁 九州漁業調整事務所)

 - (2) 委員・関係者自己紹介

- 3 議 題
 - 第1号議案 会長、副会長の互選について

 - 第2号議案 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について

- 4 その他

- 5 閉 会

響灘連合海区漁業調整委員会規程

第1条 この会は響灘連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)といい、漁業法その他の法令の定めるところにより、第2条に定める海区漁業調整委員会の管轄する響灘(福岡県宗像郡玄海町(現宗像市)地の島東端に、同郡宗像町孔大寺山山頂の重なる線(延長線は沖の島西端に至る。)以東、山口県豊北町(現下関市豊北町)角島灯台から北西の線以西)及び両県沖合における漁業調整に関する事項を処理する。ただし、海区漁業調整委員会が権限を有しているものは、この限りではない。

第2条 この委員会は、次の海区漁業調整委員会をもって組織する。

山口県日本海海区漁業調整委員会
筑前海区漁業調整委員会

第3条 この委員会の事務所は、会長の所属する海区漁業調整委員会の事務局に置く。

第4条 この委員会の委員の定員は8名とし、それぞれ同数の委員をもって構成する。

- 2 専門の事項を調査審議するため、必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、関係県の知事が協議のうえ選任する。
- 4 委員会の事務は、事務所所在地の海区漁業調整委員会の書記が行う。

第5条 委員会に会長、副会長を置く。

会長、副会長は委員が海区代表委員の中から互選し、任期は2カ年とする。ただし、委員会が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選出する。

- 2 会長、副会長は、両海区交互に勤めるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第6条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。

会長、副会長とともに事故あるときは、委員の中の最年長のものが招集し、その議長となる。

- 2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも7日前に議事事項並びに開催の日時及び場所を第2条の調整委員会に通知しなければならない。

第7条 委員会は定数の過半数にあたる委員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は特別の定めのある場合を除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は公開する。

第8条 委員会の会議は、予め通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急審議の必要があると認めた事項については、この限りでない。委員は議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

第9条 委員は自己又は、同居親族若しくはその配偶者に関する事項については議事にあずかることができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席して発言することができる。

第10条 会長は会議の議事録を作成し議事事項を記載する。

- (1) 委員会開催の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第11条 議事録は議長及び議長の指名する出席委員2名以上がこれに署名なつ印するものとする。

第12条 議事録は、一般の縦覧に供する。

第13条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

第14条 前各条に定めあるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は会長がその都度委員会に諮り決める。

付 則

この規程は、昭和37年10月25日から施行する。

昭和38.7.27 第1条の響灘の範囲「括弧の事項」を挿入

昭和44.4.8 第5条の正、副会長の任期「1ヶ年」を「2ヶ年」に改正

令和2.8.4 第5条2の「、8月15日交替す」を削除

山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書(案)

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒（日本測地系：北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒）の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B 線と交わる点（以下、「A 点」という。）以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A 点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E 線と交わる点（以下、「B 点」という。）以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうち B 点以北の線

イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4 の共通海域の取扱いに基づき処理するものとする。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

(1) 集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45キロワットとする。ただし、山口県知事の許可を得た小型いかつり漁船がいかつり漁業の禁止区域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条別表第4のいか釣り漁業に係る禁止区域）以外の海域で操業する場合は、この限りではない。

(2) 山口、福岡両県のいかつり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。

(3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、定めるものとする。

5 有効期間

令和8年4月1日 令和9年3月31日

この覚書の有効期間は、~~令和7年4月1日から令和8年3月31日まで~~とする。

以上のとおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和8年3月25日

~~令和7年3月19日~~

山口県農林水産部水産振興課長

向井 秀

~~澁谷 賢司~~

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

尾田 成幸

~~秋本 恒基~~

付 帯 事 項

令和8年3月25日

令和7年3月19日に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の取扱い(3)に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県が処理する(事件引継を含む)。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は取り締まり県が処理する。
ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、違反者は許可県が処理する(事件引継を含む)。

令和8年3月25日

令和7年3月19日

山口県農林水産部水産振興課長

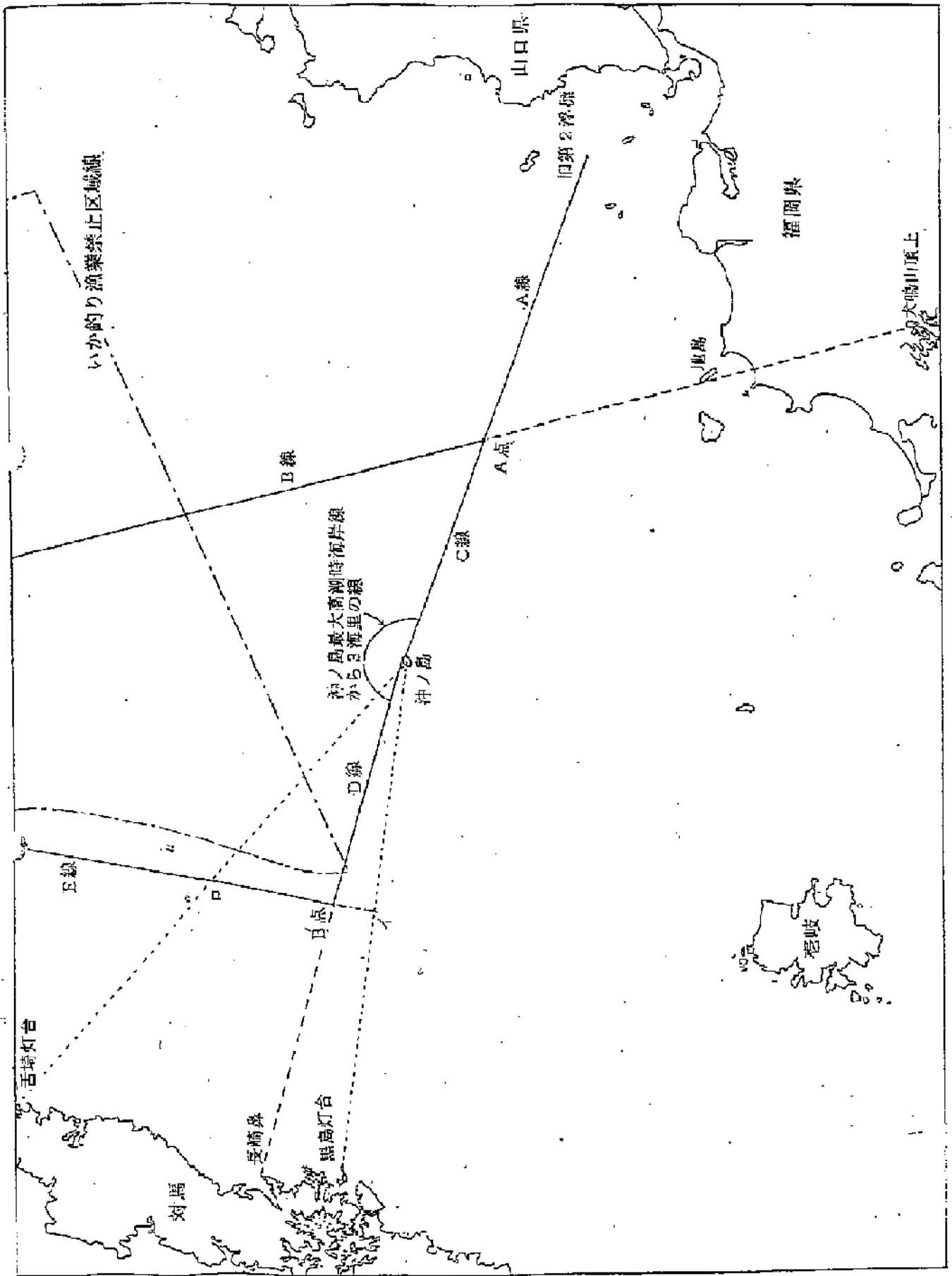
向井 秀

~~澁谷 賢司~~

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

尾田 成幸

~~秋本 恒基~~



1 そろごち網漁業の共同漁業権内の操業承認について

- きす1 そろごち網及びたい1 そろごち網漁業では、共同漁業権内は操業除外区域となっているが、漁業権管理委員会から操業承認の届出があり、漁業調整委員会の意見を聞いて、県が認めた海域は操業可能となる。
- 令和8～12年度漁期については、令和3～7年度どおりの内容で各地の漁業権管理委員会から操業承認の届出が提出されている。

【令和8～12年度漁期における共同漁業権内操業承認の届出】

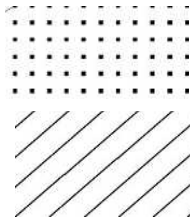
届出元	関係する共同漁業権	次ページ以降で関係する図面番号				備考
		きす	承認可否	たい	承認可否	
糸島地区漁業権管理委員会	筑共第1号	①	○	①	○	令和3～7年度と同様の内容で届出
筑共第3号漁業権管理委員会	筑共第3号	②	○	なし	/	
筑共第5号漁業権管理委員会	筑共第5号	②, ③	○	②	○	
博多湾漁業権管理委員会	筑共第8号	④	○	なし	/	
筑共第9号漁業権管理委員会	筑共第9号	⑤	○	なし	/	
筑共第10号漁業権管理委員会	筑共第10号	⑥	○	③	○	
宗像地区漁業権管理委員会	筑共第12号	⑦	○	なし	/	
北九州地区3ヶ浦漁業権管理委員会	筑共第16号	⑧, ⑨	○	⑤, ⑥	○	
〃	筑共第17号	⑧, ⑨	○	⑤	○	
北九州地区6ヶ浦漁業権管理委員会	筑共第18, 19号	⑩	○	④	○	
北九州地区9ヶ浦漁業権管理委員会	筑共第20号	⑨, ⑩	○	④, ⑥	○	

※委員より、筑共第20号での操業に関する承認届出内容を再確認すべきとの指摘があったため、これを確認し必要な修正を行った上で、承認する予定。

きす1そうごち網

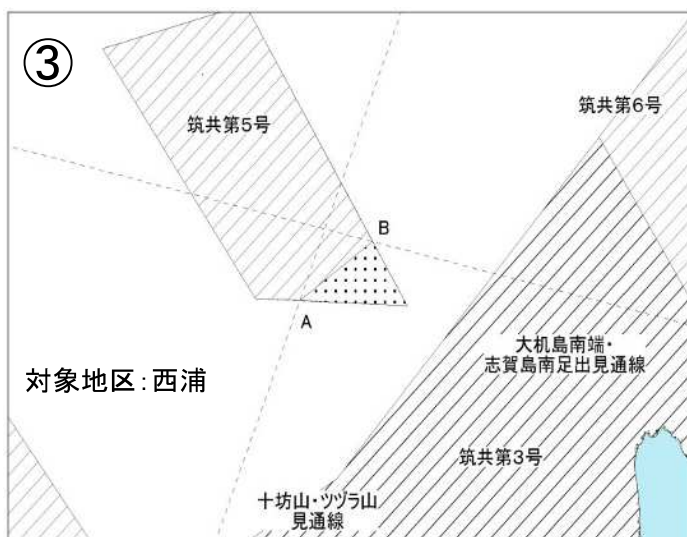
共同漁業権漁場内承認届出区域(1)

凡例



···地区別操業
承認区域

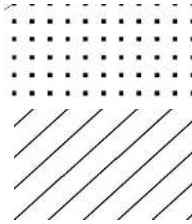
···操業禁止区域



きす1そうごち網

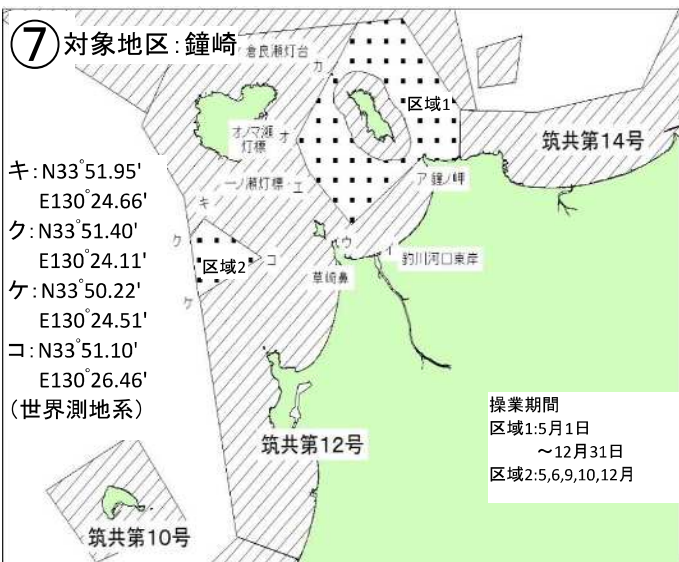
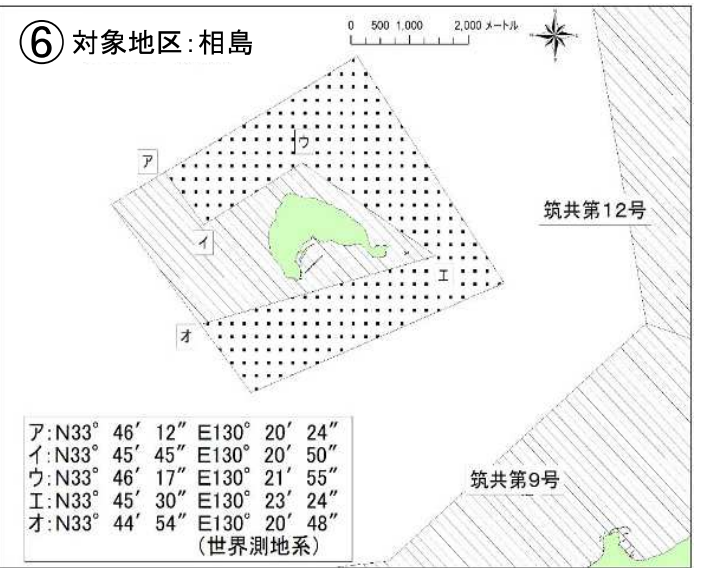
共同漁業権漁場内承認届出区域(2)

凡例



···地区別操業
承認区域

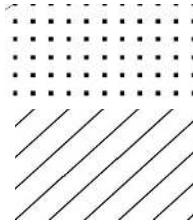
···操業禁止区域



きす1そうごち網

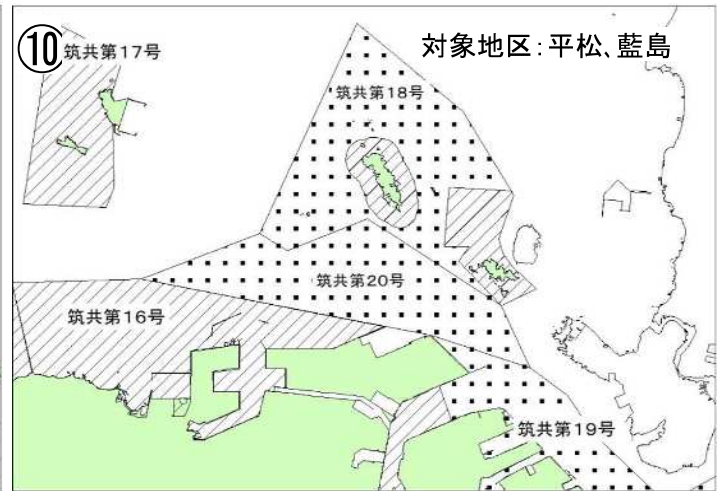
共同漁業権漁場内承認届出区域(3)

凡例



···地区別操業承認区域

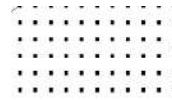
···操業禁止区域



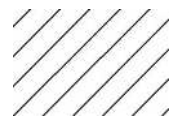
たい1そうごち網

共同漁業権漁場内承認届出区域

凡例



・・・地区別操業承認区域

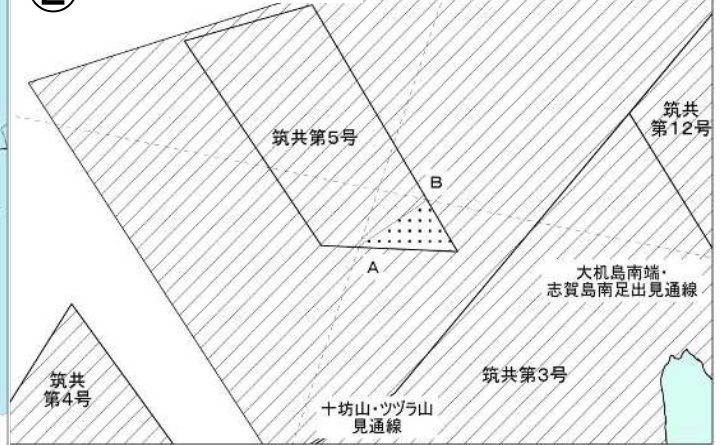


・・・操業禁止区域

① 対象地区：福吉、船越、岐志、姫島



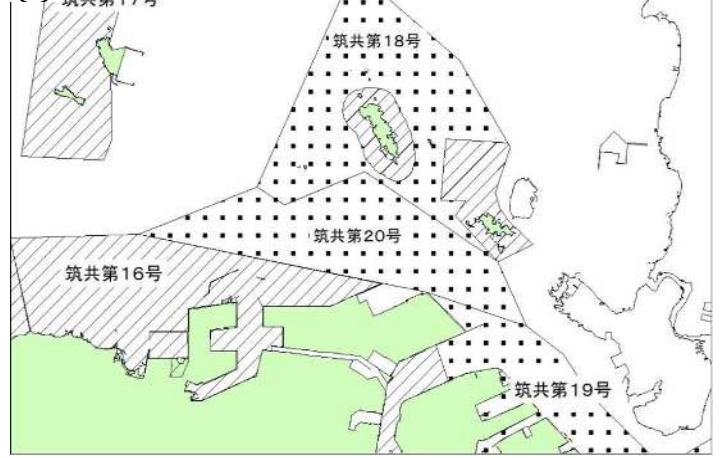
② 対象地区：野北、西浦



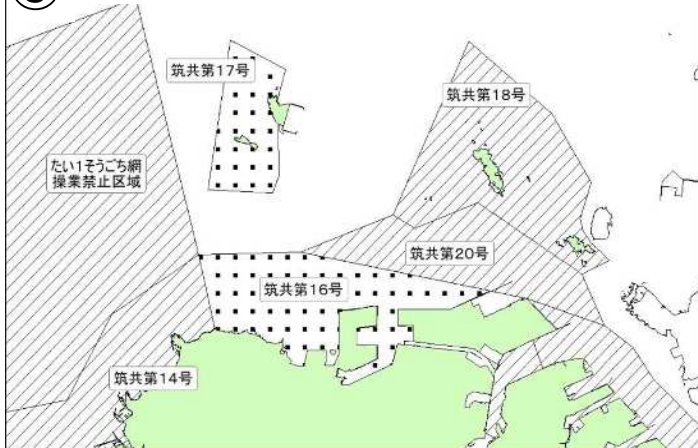
③ 対象地区：相島



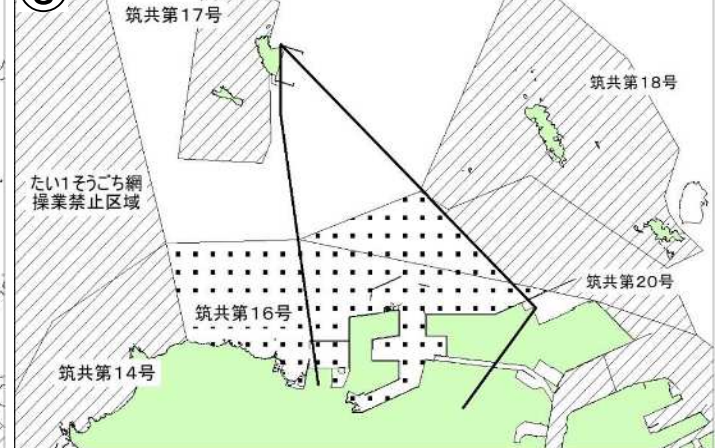
④ 対象地区：藍島



⑤ 対象地区：脇田



⑥ 対象地区：脇之浦



雑魚かご漁業の新規着業について

1. 申請者

北九州市漁業協同組合長浜支所 組合員1名

2. 許可枠

雑魚かご漁業許可方針1(1)のうち、関門地区(筑共第19,20号の権利を有する漁協)に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	30隻
現許可数	29隻
今回申請	1隻
合計	30隻

3. 新規着業者の取扱い

雑魚かご漁業許可方針4のとおり

雑魚かご漁業許可方針(福岡湾以外)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
関門地区 (筑共第19, 20号の権利を有する漁協)	30	北九州市小倉北区
若松・戸畑地区	24	北九州市若松区、北九州市戸畑区
北九州地区	20	北九州市若松区
宗像地区	1	宗像市
福岡粕屋地区	10	福岡市 糟屋郡新宮町大字相島 糟屋郡新宮町大字新宮

(2) 操業区域 筑前海区海面

(3) 漁業時期 別表のとおり

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

以下の事項及び別表のとおりとする。

(1) 別表のとおり

(2) 漁具の両端に所属漁業協同組合名及び船名を明記した標識を掲げなければならない。

(3) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。（関門地区のみ）

(4) 同時に使用するかごの個数は200個以内とし、かつ総延長は5000m以内とする。

(5) かごの大きさは90×90×45cm以内とする。

(6) かごの網目は14節より細目のものを使用してはならない。ただし共同漁業権漁場によって囲まれ、過去において漁業権のあった区域においては18節より細目を使用してはならない。

(7) かご以外の漁具（筒、うけ等）を使用してはならない。

(8) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(9) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、5月1日から10

- 月 31 日の期間中、なまこを採捕してはならない。（関門地区、若松・戸畑地区、北九州地区）
- (10) (1) に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の (i) 又は (ii) の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。（宗像地区、福岡粕屋地区）
- (i) の海域 次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を通る直線以西の海域
4 月 1 日から 9 月 30 日の期間
- (ii) の海域 次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を通る直線以东の海域
5 月 1 日から 10 月 31 日の期間
- 基点第 27 号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位 16 度 42 分 31.5 メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）
- A 線 基点第 27 号から真方位 347 度の線
- B 線 旧 2 号浮標（世界測地系北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒）と沖の島東端を結ぶ線

4 新規着業者に対する措置

新規着業者については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

5 申請書の添付書類等

- (1) 適格性に関する申立書（別紙様式第 1 号）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(8)(9)(10)追加）は令和 5 年 12 月 14 日から施行する。ただし、関門地区については令和 8 年 6 月 30 日、若松・戸畑地区、北九州地区、宗像地区及び福岡粕屋地区については令和 8 年 8 月 31 日から施行することとし、令和 5 年 12 月 14 日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和 7 年 1 1 月 7 日から施行する。

ただし、5（1）に掲げる添付書類の提出は、令和 8 年 4 月 1 日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

（別表略）

第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和8年2月9日（月） 14：00～
場所：福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
(福岡市博多区東公園7番7号)

次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 仮議長の選出について（協議）

資料1（1～2頁）

(2) 会長の選任について（協議）

資料1（1～2頁）

(3) 副会長の選任について（協議）

資料1（1～2頁）

(4) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

資料2（3～9頁）

(5) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について（協議）

資料3（10頁）

(6) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

資料4（11～15頁）

(7) 第40回筑肥漁場協議会について（報告）

資料5（16～19頁）

(8) その他

3. 閉 会

第23期第1回 筑肥連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

日時：令和8年2月9日(月) 14:00～

場所：福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

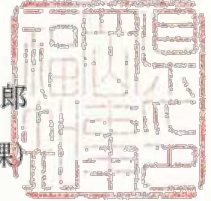
水産庁九州漁業調整事務所 所 長 中 村 克 彦 調整課係員 西 田 羽 那	
福 岡 県	佐 賀 県
筑前海区漁業調整委員会委員 会 長 富 重 信 一 藤 野 秀 司 畑 中 鶴 見 井 上 博 上 田 直 子 太 田 耕 平	松浦海区漁業調整委員会委員 会 長 川 寄 和 正 荒 卷 信 弘 坂 本 安 則 川 添 光 尚 浦 丸 清 廣
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 漁業調整係長 松 本 昌 大 主任主事 有 吉 希 望 主任技師 田 中 慎 也	佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当係長 伊 藤 毅 史
福岡県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 池 浦 繁 技術主査 中 川 清 主任主事 山 田 菜美子	佐賀県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 荒 卷 裕 主事 吉 田 友 香

資料 19
(23期7回筑前漁調委)
(令和8年3月2日)

7漁管第2416号
令和8年2月25日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、筑前海区漁協から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき報告します。



漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和8年3月2日
漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない（漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第28条第2項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○筑前海区の漁業権免許状況

- ・第1種、第2種共同漁業権 21件
- ・第3種共同漁業権 10件
- ・第1種区画漁業権 58件
- ・定置漁業権 2件

【参考】漁業権に係る漁業の区分（漁業法第60条）

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アワビ、ウニ、ワカメなどの採介藻漁業)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、固定式刺し網、小型定置網など)
	第3種	つきいそ漁業 (石などを投入して漁場を造成して行う釣り漁業など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (筏式カキ養殖、延縄式ワカメ養殖など)
定置漁業権		身網の設置される水深が27メートル以深であるもの。

令和6年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第1号	第1.2種	(略)	佐賀県境～糸島市地先	糸島	野北を除く全支所	団体	293	537	○	適切かつ有効
共同	筑共第2号	第1.2種	(略)	鳥帽子島(糸島市沖)周辺	糸島	野北を除く全支所	団体	293	1	○	適切かつ有効
共同	筑共第3号	第1.2種	(略)	糸島市～福岡市西区地先	糸島	野北	団体	38	60	○	適切かつ有効
共同	筑共第4号	第1.2種	(略)	糸島市～福岡市西区地先	福岡市	西浦、唐泊	団体	87	199	○	適切かつ有効
共同	筑共第5号	第1.2種	(略)	灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺	糸島	野北	団体	38	53	○	適切かつ有効
共同	筑共第6号	第1.2種	(略)	長間瀬(福岡市西区西浦沖)周辺	福岡市	西浦	団体	51	102	○	適切かつ有効
共同	筑共第7号	第1.2種	(略)	福岡市西区玄界島周辺	福岡市	玄界島	団体	87	240	○	適切かつ有効
共同	筑共第8号	第1.2種	(略)	福岡市西区小呂島周辺	福岡市	小呂島	団体	39	20	○	適切かつ有効
共同	筑共第9号	第1.2種	(略)	福岡湾周辺	福岡市	能古、姪浜、伊崎、福岡、箱崎、奈多、志賀島	団体	171	233	○	適切かつ有効
共同	筑共第10号	第1.2種	(略)	福岡市東区志賀島～古賀市地先	福岡市	奈多、志賀島、弘	団体	77	127	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1.2種	(略)	福岡市東区志賀島～古賀市地先	新宮相島	相島、新宮	団体	56	5	○	適切かつ有効
共同	筑共第12号	第1.2種	(略)	新宮町相島周辺	新宮相島	相島	団体	48	70	○	適切かつ有効
共同	筑共第13号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	福岡市	奈多、志賀島、弘	団体	77	136	○	適切かつ有効
共同	筑共第14号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	新宮相島	相島、新宮	団体	56	5	○	適切かつ有効
共同	筑共第15号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	宗像	津屋崎	団体	27	18	○	適切かつ有効
共同	筑共第16号	第1.2種	(略)	宗像市地先	宗像	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	団体	351	515	○	適切かつ有効
共同	筑共第17号	第1.2種	(略)	宗像市沖ノ島周辺	宗像	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	団体	351	127	○	適切かつ有効
共同	筑共第18号	第1.2種	(略)	岡垣町、芦屋町、若松区地先	遠賀	波津、芦屋、柏原	団体	66	122	○	適切かつ有効
共同	筑共第19号	第1.2種	(略)	岡垣町、芦屋町、若松区地先	ひびき灘	岩屋	団体	45	185	○	適切かつ有効
共同	筑共第20号	第1.2種	(略)	波津白瀬周辺	遠賀	波津	団体	12	23	○	適切かつ有効
共同	筑共第21号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田	団体	24	77	○	適切かつ有効
共同	筑共第22号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	脇田、若松	団体	90	280	○	適切かつ有効
共同	筑共第23号	第1.2種	(略)	北九州市若松区白島周辺	ひびき灘	脇田	団体	28	48	○	適切かつ有効
共同	筑共第24号	第1.2種	(略)	北九州市若松区白島周辺	北九州市	脇田、若松	団体	78	265	○	適切かつ有効
共同	筑共第25号	第1.2種	(略)	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	ひびき灘	藍島	団体	88	358	○	適切かつ有効
共同	筑共第26号	第1.2種	(略)	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	北九州市	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	120	120	○	適切かつ有効
共同	筑共第27号	第1.2種	(略)	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	ひびき灘	藍島	団体	88	38	○	適切かつ有効
共同	筑共第28号	第1.2種	(略)	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	北九州市	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	120	411	○	適切かつ有効
共同	筑共第29号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田、藍島	団体	116	41	○	適切かつ有効
共同	筑共第30号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	脇田、若松、平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	210	347	○	適切かつ有効
共同	筑共第31号	第3種	つぎいそ	洞海湾湾口付近	福岡市	能古	団体	90	26	○	適切かつ有効
共同	筑共第32号	第3種	つぎいそ	福岡市西区能古島地先	福岡市	能古	団体	10	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第33号	第3種	つぎいそ	福岡市西区能古島地先	福岡市	能古	団体	10	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第34号	第3種	つぎいそ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	弘	団体	24	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第35号	第3種	つぎいそ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	弘	団体	24	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第36号	第3種	つぎいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	87	2	○	適切かつ有効
共同	筑共第37号	第3種	つぎいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	87	2	○	適切かつ有効
共同	筑共第38号	第3種	つぎいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	87	2	○	適切かつ有効

令和6年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第108号	第3種	つぎいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	5	○	適切かつ有効
共同	筑共第109号	第3種	つぎいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	5	○	適切かつ有効
共同	筑共第110号	第3種	つぎいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第1号	第1種	のり	糸島市加布里地先	糸島	加布里	団体	1	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第2号	第1種	のり	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市	姪浜	団体	42	9	○	適切かつ有効
区画	筑区第3号	第1種	のり	福岡市西区姪浜室見川沖	福岡市	姪浜	団体	42	9	○	適切かつ有効
区画	筑区第4号	第1種	のり	糸島市加布里地先	糸島	加布里	団体	1	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第101号	第1種	わかめ	糸島市二丈鹿家地先	糸島	福吉	団体	56	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第102号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎内	糸島	深江	団体	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第103号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎南	糸島	深江	団体	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第104号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	32	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第105号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	休業	休業	休業	合理的理由有
区画	筑区第106号	第1種	わかめ	福岡市東区弘地先	福岡市	弘	団体	18	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第107号	第1種	わかめ	福岡市東区勝馬地先	福岡市	弘	団体	18	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第108号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	休業	休業	休業	合理的理由有
区画	筑区第109号	第1種	わかめ	北九州市門司区大里地先	福岡市	大里	団体	24	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第110号	第1種	わかめ	福岡市東区箱崎地先	福岡市	箱崎	団体	13	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第111号	第1種	わかめ	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	56	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第112号	第1種	わかめ	糸島市志摩岐志地先	糸島	岐志	団体	1	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第113号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎北側	糸島	深江	団体	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第201号	第1種	小割式魚類	宗像市大島避難港南	宗像	大島	団体	87	40	○	適切かつ有効
区画	筑区第202号	第1種	小割式魚類	宗像市鐘崎地先	宗像	鐘崎	団体	198	65	○	適切かつ有効
区画	筑区第203号	第1種	小割式魚類	宗像市大島地先	宗像	大島	団体	87	40	○	適切かつ有効
区画	筑区第204号	第1種	小割式魚類	糸島市姫島地先	糸島	姫島	団体	4	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第301号	第1種	かき	糸島市二丈松末地先	糸島	加布里	団体	2	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第302号	第1種	かき	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	78	7	○	適切かつ有効
区画	筑区第303号	第1種	かき	糸島市志摩岐志地先	糸島	岐志	団体	13	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第304号	第1種	かき	糸島市志摩野北地先	糸島	野北	団体	2	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第305号	第1種	かき	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	78	7	○	適切かつ有効
区画	筑区第306号	第1種	かき	糸島市志摩岐志地先	糸島	岐志	団体	13	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第307号	第1種	かき	福岡市西区能古地先	福岡市	能古	団体	13	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第308号	第1種	かき	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	32	3	○	適切かつ有効
区画	筑区第309号	第1種	かき	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	脇之浦	団体	78	70	○	適切かつ有効
区画	筑区第310号	第1種	かき	福岡市津屋崎地先	宗像	津屋崎	団体	18	18	○	適切かつ有効
区画	筑区第311号	第1種	かき	福岡市西区宮浦地先	福岡市	唐泊	個別			○	適切かつ有効
区画	筑区第312号	第1種	かき	福岡市西区宮浦地先	福岡市	唐泊	個別			○	適切かつ有効
区画	筑区第313号	第1種	かき	糸島市二丈深江地先	糸島	深江	団体	8	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第314号	第1種	かき	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	脇之浦	団体	78	70	○	適切かつ有効

令和6年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
区画	筑区第401号	第1種	わかめ・あかもく	宗像市大島地先	宗像	大島	団体	87	12	○	適切かつ有効
区画	筑区第501号	第1種	あわび	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	87	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第601号	第1種	ふとももずく	宗像市地島地先	宗像	地島	団体	10	0	○	合理的理由有
区画	筑区第602号	第1種	ふとももずく	宗像市地島地先	宗像	地島	団体	10	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第701号	第1種	わかめ・ふとももずく	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	団体	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第801号	第1種	こんぶ	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	団体	1	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第901号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	56	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第902号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	56	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第903号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	56	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第904号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	56	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第905号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	56	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第906号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	56	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第907号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	56	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第1001号	第1種	真珠	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	56	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第1101号	第1種	かき・魚類	宗像市鐘崎地先	宗像	鐘崎	団体	198	22	○	適切かつ有効
区画	筑区第1102号	第1種	かき・魚類	宗像市地島豊岡地先	宗像	鐘崎、地島	団体	227	22	○	適切かつ有効
区画	筑区第1103号	第1種	かき・魚類	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	56	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第1104号	第1種	かき・魚類	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	78	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第1201号	第1種	かき・わかめ	福津市津屋崎新川地先	宗像	津屋崎	団体	26	19	○	適切かつ有効
区画	筑区第1301号	第1種	あかもく	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	56	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第1302号	第1種	あかもく	糸島市二丈鹿家地先	糸島	福吉	団体	56	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第1303号	第1種	あかもく	糸島市志摩野北地先	糸島	野北	団体	14	14	○	適切かつ有効
区画	筑区第1401号	第1種	うに	糸島市二丈福井地先	糸島	福吉	団体	56	6	○	適切かつ有効
定置	筑定第1号	—	雑魚定置網漁業	福岡市小呂島地先	小呂島定置網組合	—	個別	—	—	○	適切かつ有効
定置	筑定第2号	—	雑魚定置網漁業	福岡市小呂島地先	小呂島定置網組合	—	個別	—	—	○	合理的理由有

漁業権のため行使無し